

川本町「ふるさと起業家支援事業」対象プロジェクト募集要項

令和 2年 7月
川本町産業振興課

1. 募集目的

川本町内で起業又は既存事業の展開を始めようとする事業者（以下「ふるさと起業家」という。）を、ふるさと納税制度による寄附を活用して資金調達の機会を提供するクラウドファンディング型の仕組みにより支援することで、川本町総合戦略（以下「総合戦略」という。）の基本施策目標を推進し、地域活性化を図ることを目的とします。

総合戦略の基本施策目標を推進する事業を行うふるさと起業家を募集し、審査のうえ、事業認定を受けたものについて、事業に共感する全国の方から助成費用を募集します。

2. 事業の対象者

以下の条件を全て満たす者としてします。

- (1) 町内で起業又は既存事業を新たな展開で実施しようとする個人又は法人若しくは団体に、総合戦略の基本目標を推進するための事業を行おうとする者であること。
- (2) 町内に住所を有する個人又は主たる事業所若しくは営業所を有する法人若しくは団体であること。
- (3) 町税の滞納のないこと。
- (4) 川本町暴力団排除条例(平成23年12月14日条例第31号)第2条第1項に規定する者ではないこと、又は暴力団員が役員等ではないこと、若しくは暴力団と密接な関係がないこと。

3. 対象事業

以下の条件を全て満たす事業としてします。

- (1) 新たに実施される事業であること（既存事業を新たな展開で実施する場合も含む）。
- (2) 総合戦略の基本施策目標5項目（学び、交流、仕事、住まい、子育て）の推進に寄与する事業であること。

4. 補助金額

当該事業に関して、クラウドファンディング型ふるさと納税制度で募集して集まった寄附金の額から、返礼品に係る費用30%を差し引いた金額とします。ただし、実際に使用した対象経費が寄附金の額に満たなかった場合は、実際に使用した対象経費の金額から返礼品に係る費用30%を差し引いた金額を上限とします。

また、対象事業のうち、事業立ち上げの初期投資費用（施設整備費、機械装置費、備品費）を対象に交付する補助金と同額（上限250万円）を、上乗せして交付します。

5. 助成対象経費

原則として、当該事業を実施するにあたり、認定を受けた事業に直接供するための経費のうち初期投資や活動経費で現金支出するものを対象経費とします。資本金や人件費等については、対象外経費となります。

6. 寄附を受けるための責務

プロジェクトへの寄附者に対して、寄附に対する返礼品とは別に自社製品（商品）の試供品送付や事業所見学、寄附を受けた事業の経過報告など、「事業に継続して関心を持ってもらうための取組み」をすることを責務とします。

7. 提出書類

- (1) 事業認定申請書兼事業計画書（様式第1号）
- (2) 町税の完納証明書
- (3) 直近3ヶ年の決算書（新規起業の場合は除く）

(4) 定款、履歴事項全部証明書（法人又は団体のみ）

(5) その他町長が必要と認める書類

8. 審査方法

提出された事業計画書等に基づき、書類審査のほか、プレゼンテーションによる審査を行います。審査の結果を受けて、町は補助認定の可否について決定します。

※プレゼンテーション審査は令和2年9月中旬から下旬の実施を予定しています。

9. 対象事業の募集期間

令和2年7月31日（金）～令和2年8月31日（月）

10. 審査

一次審査：書類審査（9月）

二次審査：プレゼンテーション審査（9月）

11. 寄附金の募集期間

令和2年10月1日（木）～令和2年12月31日（木）

12. 事業実施期間

原則として、事業を実施する日から、当該年度の3月末までに事業を完了してください。

13. 提出方法

提出書類を川本町役場産業振興課へご提出ください。（郵送不可）

提出部数は1部です。

※内容に質問がある場合は、文書にて募集期間内に提出してください。

（電子メール、郵送又は持参により提出してください。）

14. 問い合わせ・提出先

〒696-8501 邑智郡川本町大字川本271-3

川本町役場産業振興課

電話：0855-72-0636

FAX：0855-72-1136

E-Mail:sangyou@town.shimane-kawamoto.lg.jp